

市内の企業を応援します

補助金など4つの制度を創設

本市では企業が行う設備の設置などを支援する制度融資のほか、新たな製品開発・研究のための産学官連携セミナーを行うなど、企業を支援する体制を整えています。今回、これらに加え、補助金・融資・奨励金の制度を新たに設けました。制度を利用して企業の経営に役立ててください。
本市はこれからも市内の企業をしっかりとサポートしていきます。

問い合わせは 産業政策課 ☎ 210-2274
障害者等雇用奨励金については 同課 ☎ 210-2276

1 省エネ設備などを設置する企業に補助を行います

環境に配慮した省エネ設備や、電力危機対応の設備を設置する企業に補助を行います。補助を希望する場合は着工前に申請を行ってください。また、来年3月までに設置と支払いを完了する必要があります。

対象業種は小売・卸売・製造・サービス・建設業など
④は中小製造業のみ。市税を滞納している企業は対象になりません。

補助は予算額に達した時点で終了します。詳しくは問い合わせてください。

1 事業用太陽光発電設備設置補助
対象 新規の太陽光発電設備設置費
条件 20キロワット以上の設備
補助率 3分の1か6分の1 (上限各1,000万円)

2 廃熱利用システム・自家発電設備設置補助
対象 次のいずれかの設置費
① 廃熱利用システム(コージェネレーションシステム) ② 自家発電システム
条件 設置費が300万円以上
補助率 ①は3分の1(上限1,000万円) ②は4分の1(上限750万円)
予算額 5,000万円

申し込みは以上の2つは7月2日(月)〜8月31日(金)に同課へ。採用は規模の大きい順に選考。申し込みはどちらか片方のみ

3 産業支援省エネ設備導入補助
対象 高効率照明設備、高効率空調システム
条件 設置費100万円以上の省エネ設備への取り替え
予算額 6,000万円
申し込みは以上の2つは7月2日(月)から同課へ。先着順。申し込みはどちらか片方のみ

4 中小製造業生産性向上、合理化、省力化、省エネ化設備導入補助
対象 生産性の向上、合理化、省力化、省エネ化のための設備
条件 加工・修理用機器、生産管理用計算機、高効率空調設備、断熱改修などで、設置費100万円以上の設備
補助率 5分の1(上限150万円)

2 中小企業の創業をサポートします

創業サポート総合制度を創設しました。
中小企業診断士による無料コンサルタントを行うほか、制度融資の利子と保証料の一部に補助を行い、創業者が事業を成功できるように、多面的にサポートします。

対象 市内で新たに事業を始める人か、事業開始後1年を経過していない中小企業(対象外の業種あり)

内容 ① 中小企業診断士による最大8回の無料コンサルタント ② 起業家独立開業支援資金融資制度支払利子の3年分の補助 ③ 1,500万円までの借り入れに対し、3年間の保証料相当額(年1割を上限)を補助

条件 ① 中小企業診断士のコンサルタントを受け制度の利用が可能と判断される ② 起業家独立開業支援資金融資制度を利用する
申し込み 同課へ

3 省エネ設備を導入する事業者に融資を行います

太陽光発電などの省エネ設備を導入する企業に、特別利率で融資を行います。対象業種は小売・卸売・製造・サービス・建設業などです。

対象 太陽光発電設備、高効率照明設備、高効率空調設備、コージェネレーションシステム、自家発電設備のいずれかを設置する企業
利率 年1・2割以内
融資期間 10年以内(うち据え置き期間2年以内)
融資限度額 1億円
申し込み 市内金融機関へ直接

4 障害者などを雇用する中小企業に奨励金

市内在住の障害者や母子家庭の母を新たに雇い入れ、6カ月以上継続して雇用している中小企業に障害者等雇用奨励金を交付します。

対象 6月1日以降に国の特定就職困難者雇用開発助成金(短時間労働者を除く)の第1期支給決定を受け、市税を滞納していない企業
奨励金額 雇用1人に付き10万円
申請期間 同助成金の支給決定日から2カ月以内

退職金は中退共で解決

問い合わせは 中小企業退職金共済事業本部 ☎ 03-6907-1234

中小企業退職金共済制度は中小企業で働く従業員のための制度です。この制度を利用し、優秀な人材の確保や従業員の労働意欲向上につなげてください。

- 〈特色〉
- ① 掛け金の一部を市と国が助成
 - ② 掛け金は全額非課税
 - ③ 加入後の掛け金月額の変更が可能
 - ④ 短時間労働者も加入可能
 - ⑤ 掛け金は預金口座から振替、退職金は直接退職者に支払われるため管理が簡単